

2 外国人雇用

外国人労働者数は過去最多の172万人超 ——厚労省の届出状況まとめ

厚生労働省は先ごろ、「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（2021年10月末現在）を公表した。それによると、外国人労働者数は172万7,221人で、2007年に届出が義務化されて以降の過去最高を更新した。ただし前年からの増加率は0.2%にとどまり、ほぼ横ばいの状況となっている。国籍別ではベトナムが最多の45万3,344人で、次いで中国が39万7,084人。在留資格別では、コロナ禍での水際対策強化により、「技能実習」や留学生が対象の「資格外活動」が減少した一方、日本人の配偶者や永住者、日系人等の「身分に基づく在留資格」や高度人材を含む「専門的・技術的分野の在留資格」は増加している。

最多はベトナムの45万人で全体の4分の1

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、全ての事業主に対して、外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間等の確認およびハローワークへの届出を義務づけている。「まとめ」は、事業主から提出された届出件数を2021年10月末時点で集計したもの。

それによると、外国人労働者数は前年より2,893人多い172万7,221人。2007年に届出が義務化されて以降の過去最高を更新したが、前年からの増加率は0.2%で横ばいとどまった。国籍別にみると、「ベトナム」の45万3,344人（全体の26.2%）が最多で、これに「中国」の39万7,084人（同

23.0%）、「フィリピン」の19万1,083人（同11.1%）が続いた。現在の届出方式では、2020年に初めて「ベトナム」が「中国」を上回り最多となっていた。

労働者数の対前年増加率が大きいのは「ペルー」で8.0%増の3万1,381人。その他、「フィリピン」が3.4%増、「ブラジル」が2.9%増等となっている。

コロナ禍で技能実習生と留学生が減少

また、在留資格別にみると、最も多いのは、日本人の配偶者や永住者、日系人等が該当する「身分に基づく在留資格」で58万328人（前年比6.2%増）。次いで高度人材を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が39万4,509人（同9.7%増）、「技能実習」が35万1,788人（同12.6%減）、アルバイトをする留学生等が対象の「資格外活動」が33万4,603人（同9.7%減）となっている。

コロナ禍で水際対策が強化されたことで、「技能実習」「資格外活動」は減少した。「身分に基づく在留資格」「専門的・技術的分野の在留資格」が増加した要因については、厚生労働省は「留学生が日本での就職に伴い在留資格を『専門的・技術的分野の在留資格』に切り替えた」ことや「技能実習生が『専門的・技術的分野の在留資格』の1つの特定技能に移行した」こと、また、「身分に基づき以前から日本に住んでいた人が働きはじめた」ことをあげている。

増加率は都道府県でバラツキ

都道府県別にみると、最も多いのは

東京の48万5,382人で全体の28.1%を占めている。次いで愛知が17万7,769人で10.3%、大阪が11万1,862人で6.5%となっている。

増加率をみると、最も高いのは山梨で前年比10.1%増。次いで茨城が同9.8%増、和歌山が同8.8%増となっている。一方、最も低いのは鳥取で同8.7%減。次いで愛媛が同8.3%減、佐賀が同7.4%減となっており、都道府県によって外国人労働者の増減にバラツキがみられる。

3分の1超が「30人未満」の事業所で就労

外国人労働者数を事業所規模別にみると、「30人未満」が61万9,834人で全体の35.9%と、3分の1超を占めて最も多くなっている。以下、「100～499人」が39万2,784人で22.7%、「30～99人」が32万8,991人で19.0%となっている。

雇用事業所数も過去最多を更新

外国人労働者を雇用する事業所数は、前年より1万7,837カ所（6.7%）多い28万5,080カ所で、こちらも届出義務化以降の過去最高を更新した。ただし増加率は、前年の10.2%から3.5%減少している。

産業別の割合でみると、「卸売業、小売業」が18.5%で、「製造業」が18.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.3%、「建設業」が11.8%などとなっている。

（調査部）